

# ゴミゼロ目指し市内全域で

5月25日(日)を中心に環境美化運動(ゴミゼロ運動)が県下で一斉に実施されます。

『ポイ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく』を合

言葉に、区や自治会、事業所などの協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や空き地に投げ捨てられたビン・缶

の収集や、散乱ごみの回収、草刈りなどが行われます。

また、成田駅前周辺では、商工会議所やボイスカ

ウトなど諸団体による清掃や、美化啓発品の配布など環境美化に関する啓発運動も行われます。

快適に住みよい環境づくりにも、ご協力をお願いします。

くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。



わたしたちの手で美しいふるさとを

## 回収を希望する人は クリーン推進課に

昨年の12月1日から、ごみの焼却は法で定める構造の焼却設備で行わなければならないとなりました(一部の例外を除く)。

このため、ほとんどの家庭用焼却炉は使用できなくなりました。処分する場合は、市で回収しますので、希望する人は焼却炉の中を掃除して、持ち運べる状態にしてから、クリーン推進課に連絡してください。

くわしくは同課(☎20・1530)へ。

## あなたの「声」を お聴かせください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民のみなさんが日々感じている市政に対する提言・要望・意見など、「生の声」を幅広く聴き、今後の市政に反映させていくための制度です。寄せら

## 自動車税の夜間・休日 納税窓口を開設

ことしの自動車税の納期限は、6月2日(月)です。県では、平日に金融機関などの窓口を利用できない人のために、次のとおり夜間・休日窓口を開設します。

### 日時

- 夜間納税窓口 = 5月29日(木)・30日(金) 午後8時まで
- 休日納税窓口 = 5月31日(土)・6月1日(日) 午前9時～午後5時

場所 = 各支庁税務課、各県税事務所、自動車税事務所(支所を除く)

くわしくは印旛支庁税務課(☎043-483-1115)へ。

FAX番号は次のとおりです。

0120 860279

### 【市長への電子メール】

市のホームページ(アドレス <http://www.city.narita.chiba.jp>)の「市長への電子メール」に接続すると、インターネットを通じて送信することができます。

みなさんから寄せられた主な内容と市の回答は、市のホームページ「市長へのメールQ&A」で紹介しています。市のホームページは、市役所1階行政資料室、保健福祉館、市立図書館でもご覧いただけます。

くわしくは市民相談所(☎20・1507)へ。

### 【市長への手紙】

市役所や公民館など市の公共施設や金融機関、農協などに所定のハガキ(受取人払い)を設置しています(任意なものでもかまいません)なお、この場合は「市長への手紙」と明記をお願いします。

### 【市長へのFAX】

NTT成田局管内(0476)からであれば、フリーダイヤルのため料金はかかりません。

## 23日から申し込みの受け付けを開始

市では、いずみ聖地公園で返還された墓地10区画について、5月23日(金)から申し込みの受け付けを行います。申し込み要領は次のとおりです。

申し込みができる人＝住民基本台帳または外国人登録原簿に登録され、成田市内に1年以上(5月1日現在)住んでいる人で、親族の焼骨と埋葬許可証を持っている人

申し込み場所＝いずみ聖地公園管理事務所(東和泉655)  
申し込み方法＝管理事務所に備え付けの所定用紙で  
申し込み期間＝5月23日(金)から25日(日)までの3日間  
受付時間＝午前9時～午後4時(25日は午後3時まで)

申込時に必要なもの＝印鑑と埋葬許可証  
募集区画数＝4<sup>2</sup>芝生墓地8区画、6<sup>2</sup>普通墓地2区画  
区画の決定＝募集区画数を超えた場合は抽選、抽選後、書類審査を行い、定められた区画番号

順に使用区画を決定

抽選日と会場＝5月25日(日)午後3時30分から・いずみ聖地公園管理事務所

料金の区分＝墓地の使用に当たっては「永代使用料」と「管理料」を負担

○永代使用料＝36万円～58万8,000円(墓地により使用料が異なります)

○管理料＝芝生墓地は1年度分5,880円、6年度分前納は29,400円、普通墓地は1年度分5,040円、6年度分前納は25,200円となります(単年、または6年度分前納のどちらかを選択)

くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

### 今月の納税

#### 固定資産税・都市計画税(1期分)

○納期・・・5月16日(金)～6月2日(月)  
くわしくは資産税課(☎20-1514)へ。

#### 軽自動車税

○納期・・・5月16日(金)～6月2日(月)  
くわしくは税務課(☎20-1513)へ。

## 相談日

相談名	日	時間	場所	問い合わせ先
市民(行政)相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
人権・行政合同相談	19日(月)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	20日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	20日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	22日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	17日(土)	13:00～16:00	中央公民館会議室	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業相談 (来所前に要電話)	水・金曜日 21日(水)は休み	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (住宅の電気に関する相談も含む)	6月12日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎22-2101 6月9日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	6月3日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	15日(木)	9:00～12:00	〃	〃
介護相談	6月12日(木)	14:00～16:00	アイリス成田在宅介護支援センター (公津の杜) ☎20-7301	高齢者福祉課 ☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	26日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課 ☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター (市立図書館2階)	教育センター ☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎28-3234